右のQRコードで
西村くにこの各種SNSに
アクセスできます！
ぜひ登録してください。

LINE　X（旧Twitter）　@KUNIKO_NISHIMURA instagram　Facebook

困難な問題を抱える女性への支援の充実について

女性支援法の施行を踏まえた取り組み

令和６年４月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」、いわゆる「女性支援法」が施行されました。西村くにこは、具体的な施策として展開させるため、常勤の女性相談支援員の配置や女性自立支援施設における通所型支援の国のモデル事業への率先した取り組み、また、これまで本県の女性支援を支えてこられた先駆的な民間団体との連携体制の構築など、女性支援法の施行を踏まえて県としてどのように取り組んでいくのか、所見を聞きました。

知事答弁

常勤の支援員の配置について、現場の声を聞きながら、必要な体制の検討を行い、困難な問題を抱える女性に切れ目ない支援を届けるため、通所型支援の実施に向けて検討を進めている。さらに令和６年８月から、様々なニーズに対応した支援を行う民間団体と、連携強化に向けて意見交換を行っており、より緊密に連携して、女性支援の充実に取り組んでいく。

困難な状況にある妊産婦等への支援

県の調査報告書では、関係機関の関与がなく出産したり、産前産後の居所が不安定であった妊婦は、毎年３０件ほど把握されています。西村くにこは、困難を抱える妊産婦等への支援の必要性について、繰り返し訴え、県では実態把握や相談体制の強化などを進めてきましたが、今後は女性支援の観点だけでなく、児童虐待の未然防止など、更なる具体的な取り組みが必要です。そこで、困難な状況にある妊産婦等への支援について、今後どのように取り組んでいくのか、質問しました。



知事答弁

市町村との意見交換で、「行き場がない妊婦の受け入れ先がない」「出産直後に支援が必要な母子が暮らせる場が必要」などの声が寄せられたことから、妊産婦等への居場所提供や自立支援を行う国の今年度からの補助事業の実施に向けて関係機関との連携を検討し、切れ目のない支援を充実する。

妊産婦のメンタルヘルスケアの推進

妊産婦は、ホルモンバランスや環境の変化等で心身のバランスを崩しやすく、メンタルヘルスに問題が生じやすい状況にある。西村くにこは、国が令和５年度の補正予算で創設したネットワーク構築の経費を都道府県に補助する「妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業」を活用し、子育て施策を担う市町村と産科や精神科等の医療機関が連携できる体制を作り、メンタルヘルスに課題のある妊産婦の方を、しっかりと地域で支える体制づくりなど、妊産婦のメンタルヘルスケアの推進に向けた今後の県の取り組みについて質問しました。

知事答弁

国の補助金を活用し、メンタルヘルスに課題がある妊産婦を、症状の程度に応じて、地域の身近な産科と精神科、それぞれの医療機関をはじめ、市町村や保健所などの関係機関が連携して「地域全体で支えるネットワーク」の構築を目指す。

